

労災保険は社会保険を構成する1つです。労災保険制度の仕組みや給付について説明していきます。

2.5.1 労災保険制度（労働者災害補償保険制度）

▶▶ 労災保険制度とは、仕事上で災害にあったときに保険給付を行うための制度。

労災保険制度とは、労働者が業務上の災害（負傷・死亡など）または通勤による災害にあったときに保険給付を行う制度です。

労働基準法では、労働者が業務上の災害にあったとき、使用者（事業主）が補償を行わなければならないと定めています。そこで、労働者が確実に補償を受けられるよう、使用者の災害補償責任を担保するために設けられたのが労災保険制度です。

▶▶ 被災労働者への保険給付のほかにも、社会復帰促進等事業を行っている。

労災保険制度では、上記の保険給付のほかに、被災労働者の社会復帰の促進や遺族を含めた援護などを図るため、社会復帰促進等事業（義肢等の費用の支給、労災就学等援護費の支給、労働災害防止対策の実施など）を行っています。

2.5.2 労災保険の対象者

▶▶ 労災保険の対象者は賃金を支給される方すべて。

正社員のみならずパート、アルバイト等、賃金を支給される方すべてが労災保険の対象となり、業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により負傷等をしたときには、保険給付を受けることができます。

2.5.3 保険料

▶▶ 労災保険の保険料は、事業主が全額負担。

保険料は、事業主が全額負担します。労働者を一人でも雇用していれば、労働保険（労災保険と雇用保険の総称、図 2.5.1.1）の適用事業となり、事業主は保険料を納付しなければなりません（農林水産の一部の事業は除く）。

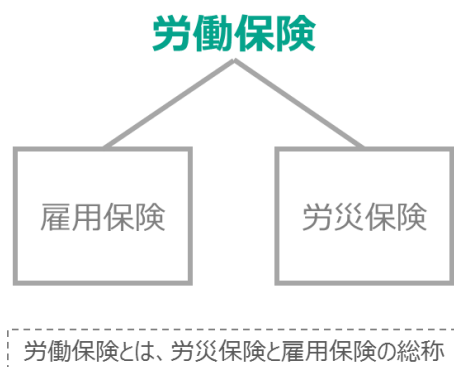


図 2.5.1.1 労働保険

2.5.4 労災保険制度の財源と支出 | 1年間の労災保険給付費はいくらなのか

▶▶ 労災保険制度の財源と支出は約 1 兆円。

1年間でどれだけの金額が労災保険給付に使われているのでしょうか。図 2.5.4.1 に、労災保険制度の財源と支出を示します。

労災保険制度の財源には、企業（事業主）が支払う保険料のほかに、利子収入（そのほか雑収入など）があり、これらを財源として労災保険給付等が行われています。

「令和 6 年版厚生労働白書 資料編 労働条件・労使関係」（厚生労働省）を加工して作成
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/23-2/>)

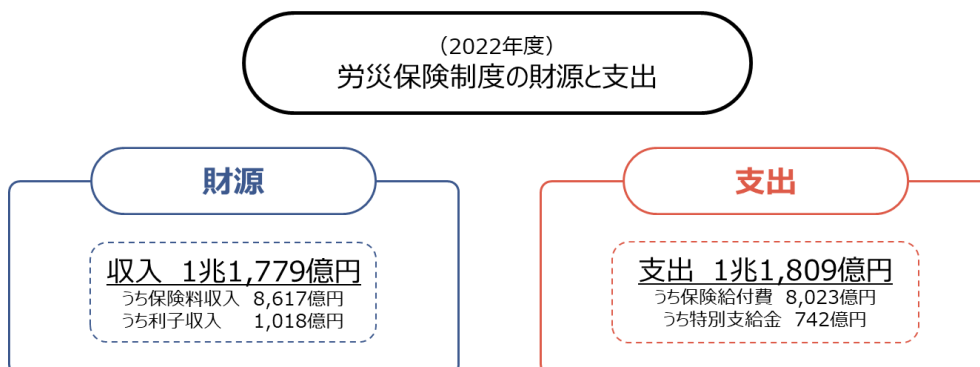


図 2.5.4.1 労災保険制度の財源と支出

ここからは労災保険給付について説明していきます。

● 労災保険の給付はいつ行われるの？

労災保険の保険給付は、発生した災害が業務災害、複数業務要因災害または通勤災害と認められた場合に行われます。

2.5.5 業務災害・複数業務要因災害・通勤災害とは

▶▶ 労災と認められるには条件がある。

▶ 業務災害とは

業務によって被った傷病等（負傷・疾病・^{しっぺい}死亡）をいい、発生した災害が次の2つにあてはまる場合に業務災害と認められ、労災保険の給付が行われます。

- 労働者が事業主の支配下にあるとき
- 業務と傷病等との間に一定の因果関係があるとき

▶ 複数業務要因災害とは

複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいいます。

▶ 通勤災害とは

労働者が通勤によって被った傷病等をいいます。通勤（住居と就業場所の往復など）の際、移動の経路から外れたり、中断した場合は、その後の移動も含め「通勤」とはなりません。

※業務災害・通勤災害について、くわしくは巻末 2.8～2.9 に記載。

● 労災保険給付にはどんなものがあるの？

労働者が労災によって傷病等（負傷・疾病・死亡）を被ったとき、被災労働者やその遺族に以下の保険給付が行われます。

- 療養補償給付
- 休業補償給付
- 傷病補償給付
- 障害補償給付
- 遺族補償給付

など。以下、これらの給付について説明していきます。

2.5.6 療養補償給付（業務災害の場合）、療養給付（通勤災害の場合）

▶▶ 療養(補償)給付は、^ち治ゆするまで行われる。

労災によって療養が必要なときに療養(補償)給付が支給されます。療養(補償)給付には下記の2つがありますが、給付の範囲や期間は同じで、傷病が「^ち治ゆ」するまで行われます。

※通勤災害の場合、給付の名称が「療養補償給付」ではなく「療養給付」となりますが、給付の内容は変わりません。

▶ 給付の内容

1. 療養の給付

指定医療機関等にて、無料で治療や薬剤の支給等を受けられます。

2. 療養の費用の支給

指定医療機関等が近くにないなどの理由で、指定外の医療機関で療養を受けたときに、その療養にかかった費用が支給されます。

「^ち治ゆ」とは

「治ゆ」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般にみとめられた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなった状態（症状固定）をいいます。

※ 医学上一般にみとめられた医療とは、労災保険の療養の範囲として認められたものをいいます。したがって、実験段階または研究的過程にあるような治療方法は、ここでの医療には含まれません。

※ 医療効果が期待できなくなった状態とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

2.5.7 休業補償給付（業務災害の場合）、休業給付（通勤災害の場合）

▶▶ 休業(補償)給付は、治^ちゆするまで行われる。

労災による傷病の療養のために労働ができず、賃金を受けていない場合に、休業の第4日目から休業(補償)給付が支給されます。

▶ 給付の内容

休業(補償)給付

休業(補償)給付の額は、1日につき給付基礎日額^{※1}の60%に相当する額。

休業特別支給金

休業特別支給金の額は、1日につき給付基礎日額の20%に相当する額。

※1 給付基礎日額については、巻末2.10に記載。

※ 通勤災害の場合、給付の名称が「休業補償給付」ではなく「休業給付」となりますが、給付の内容は変わりません。

※ 休業の初日から3日間は「待機期間」といい、業務災害によって休業したとき、この間は事業主が平均賃金の60%の休業補償を行うことになります。

※ 通勤災害によって療養給付を受ける場合は、初回の休業給付から一部負担金として200円（日雇特例被保険者は100円）が減額されます。

※ 賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年を経過すると時効により請求権が消滅します。

2.5.8 傷病補償給付（業務災害の場合）、傷病給付（通勤災害の場合）

▶▶ 傷病(補償)給付は、療養^{ちよう}しても治^ちゆしていない場合に行われる。

労災による傷病の療養がはじまって1年6か月を経過した日またはその日以後において、次の要件にあてはまるときに傷病(補償)給付が支給されます。

【要件】

- その傷病が治っていないこと（治ゆしていないこと^{※1}）
- その傷病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級^{※2}にあてはまること

※1 治ゆについては、2.5.4 療養(補償)給付に記載。

※2 傷病等級表（労災保険）は巻末2.12に記載。

※ 通勤災害の場合、給付の名称が「傷病補償給付」ではなく「傷病給付」となりますが、給付の内容は変わりません。

※ 傷病(補償)年金が支給される場合には、療養(補償)給付は継続して行われますが、休業(補償)給付は支給されなくなります。

▶ 給付の内容

傷病等級に応じて、傷病(補償)年金、傷病特別支給金、傷病特別年金が支給されます。

（図2.5.8.1）

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額 ^{※1} の313日分	114万円	算定基礎日額 ^{※2} の313日分
第2級	給付基礎日額の277日分	107万円	算定基礎日額の277日分
第3級	給付基礎日額の245日分	100万円	算定基礎日額の245日分

※1 給付基礎日額については、巻末2.10に記載。

※2 算定基礎日額については、巻末2.11に記載。

図 2.5.8.1 傷病(補償)給付の内容

2.5.9 障害補償給付（業務災害の場合）、障害給付（通勤災害の場合）

▶▶ 障害(補償)給付は、障害がのこったときに行われる。

労災による傷病が治ったとき（治ゆしたとき^{※1}）、身体に一定の障害がのこったとき（障害等級^{※2}にあてはまるとき）に障害(補償)給付が支給されます。

※1 治ゆについては、2.5.4 療養(補償)給付に記載。

※2 障害等級（労災保険）は巻末 2.13 に記載。

※通勤災害の場合、給付の名称が「障害補償給付」ではなく「障害給付」となりますが、給付の内容は変わりません。

▶ 給付の内容

障害等級に応じて、年金や一時金が支給されます（図 2.5.9.1）。

障害等級第1級～第7級の方

障害(補償)年金、障害特別支給金、障害特別年金

障害等級第8級～第14級の方

障害(補償)一時金、障害特別支給金、障害特別一時金

※ 障害(補償)年金の受給者が死亡した場合に、すでに支給された障害(補償)年金と障害(補償)年金前払一時金[※]の合計額が、障害等級に応じて定められている額に満たないときは、満たない分の金額が遺族に障害(補償)年金差額一時金として支給されます。

※ 障害(補償)年金の受給者は障害(補償)年金前払一時金として前払いを受けることができます。

※ 障害(補償)給付は、傷病が治った日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅します。

障害等級	障害（補償）年金	障害特別支給金 ^{※1}	障害特別年金	障害特別一時金
第1級	給付基礎日額 ^{※2} の313日分	342万円	算定基礎日額 ^{※3} の313日分	
第2級	277日分	320万円	277日分	
第3級	245日分	300万円	245日分	
第4級	213日分	264万円	213日分	
第5級	184日分	225万円	184日分	
第6級	156日分	192万円	156日分	
第7級	131日分	159万円	131日分	
第8級	503日分	65万円		算定基礎日額の503日分
第9級	391日分	50万円		391日分
第10級	302日分	39万円		302日分
第11級	223日分	29万円		223日分
第12級	156日分	20万円		156日分
第13級	101日分	14万円		101日分
第14級	56日分	8万円		56日分

※1 同一の災害により、すでに傷病特別支給金を受けた場合は、その差額となります。

※2 給付基礎日額については、巻末2.10に記載。

※3 算定基礎日額については、巻末2.11に記載。

図 2.5.9.1 障害(補償)給付の内容

2.5.10 遺族補償給付（業務災害の場合）、遺族給付（通勤災害の場合）

▶▶ 遺族(補償)給付には、遺族(補償)年金と遺族(補償)一時金がある。

労災によって死亡した場合に、遺族に遺族(補償)給付が支給されます。遺族(補償)給付には、遺族(補償)年金と遺族(補償)一時金の2種類があります。

▶ 遺族(補償)年金について

受け取ることができる遺族と受け取る遺族（受給資格者と受給権者）

遺族(補償)年金を受け取ることができる遺族（受給資格者）は、被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹であり、受給資格者のうち最先順位者（受給権者）に支給されます。受給権者となる順番は図2.5.10.1に示した記載の順です（①が最上位で⑩が最下位）。

①	妻または60歳以上か一定障害の夫
②	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の子
③	60歳以上か一定障害の父母
④	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の孫
⑤	60歳以上か一定障害の祖父母
⑥	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか60歳以上または一定障害の兄弟姉妹
⑦	55歳以上60歳未満の夫
⑧	55歳以上60歳未満の父母
⑨	55歳以上60歳未満の祖父母
⑩	55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

● 一定の障害とは、障害等級第5級以上の身体障害をいいます。障害等級（労災保険）は巻末2.13に記載。
 ● 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。また、労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給権者となります。
 ● 最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の者が受給権者となります。
 ● ⑦～⑩の55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60歳になるまでは年金の支給は停止されます。

図 2.5.10.1 遺族(補償)年金の受給資格者と受給権者

給付の内容

遺族の数^{※1}に応じた遺族(補償)年金、遺族特別支給金、遺族特別年金が支給されます（図2.5.10.2）。なお、受給権者が2人以上のときは、等分した額がそれぞれの受給権者の支給額になります。

※遺族(補償)年金は、被災労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅します。

遺族の数	遺族(補償)年金	遺族特別支給金	遺族特別年金
1人	給付基礎日額 ^{※1} の153日分 ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害の状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分	300万円	算定基礎日額 ^{※2} の153日分 ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害の状態にある妻の場合は算定基礎日額の175日分
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

● 遺族の数とは、受給権者および受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数

※1 給付基礎日額については、巻末2.10に記載。

※2 算定基礎日額については、巻末2.11に記載。

図 2.5.10.2 給付の内容

▶ 遺族(補償)一時金について

遺族(補償)一時金は、遺族(補償)年金を受けとる遺族がいない場合に支給される一時金で、次の要件①、②のいずれかにあてはまる場合に支給されます。

【要件】

- ① 被災労働者の死亡当時、遺族(補償)年金を受ける遺族がいないとき
- ② 遺族(補償)年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族(補償)年金前払一時金[※]の額の合計額が、給付基礎日額の1000日分に満たないとき

※遺族(補償)年金の受給者は遺族(補償)年金前払一時金として前払いを受けることができます。

受け取ることができる遺族と受け取る遺族（受給資格者と受給権者）

遺族(補償)一時金を受けとることができる遺族（受給資格者）は以下の図2.5.10.3に示す①～④であり、受給資格者のうち最先順位者（受給権者）に支給されます。受給権者となる順番は記載の順です（①が最上位で④が最下位（②と③の中では記載の順））。なお、同順位者が2人以上いる場合は、それぞれ受給権者となります（支給額は人数で等分される）。

※遺族(補償)一時金は、被災労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅します。

①	配偶者
②	労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子・父母・孫・祖父母
③	その他の子・父母・孫・祖父母
④	兄弟姉妹

図 2.5.10.3 遺族(補償)一時金の受給資格者と受給権者

給付の内容

給付内容を以下の図2.5.10.4に示します。

・ ①の場合

遺族(補償)一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額 ^{※1} の1000日分	300万円	算定基礎日額 ^{※2} の1000日分

※1 給付基礎日額については、巻末2.10に記載。

※2 算定基礎日額については、巻末2.11に記載。

・ ②の場合

遺族(補償)一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額の1000日分と、すでに支払われた遺族(補償)年金等の合計額との差額分		算定基礎日額の1000日分と、すでに支払われた遺族(補償)年金等の合計額との差額分

図 2.5.10.4 給付の内容

2.5.11 労災保険給付一覧

労災保険給付は 2.5.6～2.5.10 で説明した給付以外にもあります。

保険給付の種類		こういうときは	給付の内容
療養（補償）給付		労災による傷病により療養するとき	2.5.6～2.5.10に記載。
休業（補償）給付		労災による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられない日が4日以上続いたとき	
傷病（補償）年金		労災による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において次のいずれにも該当するとき ● 傷病が治癒していないこと ● 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	
障害（補償）給付	障害（補償）年金	労災による傷病が治癒した後に、障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	
	障害（補償）一時金	労災による傷病が治癒した後に、障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	
遺族（補償）給付	遺族（補償）年金	労災により死亡したとき	
	遺族（補償）一時金	1. 遺族（補償）年金を受け取る遺族がないとき 2. 遺族（補償）年金の受給者が失権し、他に遺族（補償）年金を受ける遺族がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	
葬祭料（葬祭給付）		労災により死亡した人の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）
介護（補償）給付		障害（補償）年金または傷病（補償）年金の受給者のうち第1級または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、172,550円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が77,890円を下回る場合は77,890円。 臨時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、86,280円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が38,900円を下回る場合は38,900円。
二次健康診断等給付		事業主が行った直近の健康診断等（一次健康診断）において、次のいずれにも該当する場合 1. 血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること 2. 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断および特定保健指導の給付 （1）二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な以下の検査 空腹時血中脂質検査 空腹時血糖値検査 ヘモグロビンA1C検査（一次健康診断で行った場合には行わない） 負荷心電図検査または心エコー検査 頸部エコー検査 微量アルブミン尿検査（一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性または弱陽性である者に限り行う） （2）特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導

図 2.5.11.1 労災保険給付一覧

問 2.9

- (1) 労災保険の対象者について説明せよ。
- (2) 労災保険制度の財源構成を説明せよ。

税金・社会保障教育
<https://www.mmea.biz>